

しいたけの原産地表示が変わりました!

皆さんは、スーパーなどで買い物をする時に、パッケージなどに書かれた表示を確認していますか？普段から、野菜や果物などがどこで生産されたものか気になって確認している、という方は多いのではないでしょうか。

3月30日に生しいたけの原産地表示のルールが変更となりました。その概要等について改めてご紹介します。

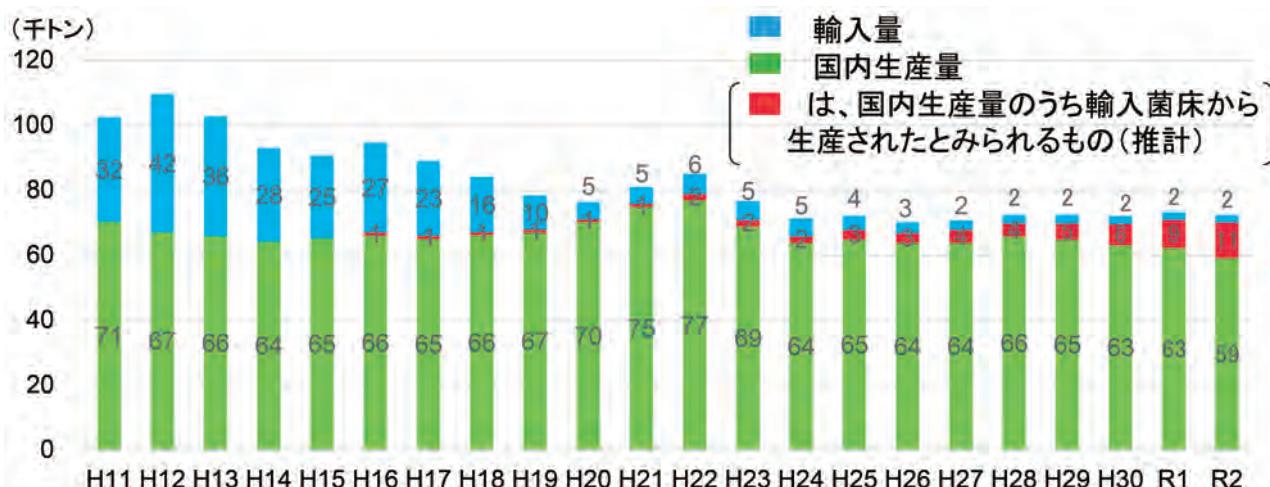


●原産地表示のルールを 変更するに至った経緯

食品への表示は、「食品表示法」に基づき策定された「食品表示基準」に従って行う必要があり、例えば、野菜、果物、肉、魚などの生鮮食品は、一般的な名称や原産地を必ず表示しなければなりません。

生鮮食品であるしいたけの原産地表示については、これまで、他の農産物と同様にしいたけを採取した場所を原産地として表示することとされていました。しかし、しいたけの場合は、しいたけの畑とも言える菌床やほど木の製造された場所としいたけを収穫した場所が異なる場合があります。近年は、海外から輸入された菌床から育てたしいたけを国内で収穫し、国産として出荷する例が増えてきたことから、海外で生産された菌床由来のしいたけと、国内で生産された菌床由来のしいたけを消費者が区別することができない状況となっていました。(グラフ1)

このため、しいたけの栽培の実態を反映するとともに、消費者が誤認することなく合理的に食品の選択ができるよう、3月30日に消費者庁が食品表示基準Q&Aを改正し、「しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境が子実体の形成に大きな影響を及ぼすと考えられているため、原木(ほど木)又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地とする。」との考え方を示し、植菌地を原産地として表示することが義務となりました。



資料：農林水産省「特用林産基礎資料」、財務省「貿易統計」
注：輸入菌床による国内生産量は推計値(貿易統計が存在する平成15年以降を記載)

グラフ1 生しいたけの国内生産量及び輸入量の推移(原木含む)

●新しい原産地表示のルール

原産地表示のルール変更により、生鮮食品である生じいたけについては、原木栽培、菌床栽培とともに「種菌を植え付けた場所（植菌地）＝原産地」となり、例えば、「A県で植菌を行い、B県で採取した場合、従来は「B県」であった原産地が、「A県」となりました。（図1）

実際の表示に当たっては、原産地（植菌地）に加え、任意で採取地（収穫地）を表示することも可能となっています。（図2）



図1 改正後の原産地表示(原木も菌床も原産地＝植菌地)



図2 原産地表示の一例



図3 改正の趣旨を説明した漫画

また、この変更に伴い、乾しいたけを含むしいたけ加工品（原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工品）の原料原産地表示についても、例えば、原材料である生じいたけの原産地が今回の改正により「B県」から「A国」へ変更となった場合は、原料原産地名を「国産」から「A国産」に変更する必要があります。

なお、消費者への周知及び事業者の表示切り替え等のための経過措置として、生鮮食品であるしいたけは9月末まで、しいたけ加工品は令和5年3月末までは、従前の原産地表示も可能となっています。

●栽培原料の原産地を表示する取り組み

今回の改正とは別に、全国食用きのこ種菌協会では、菌床やほど木の原料が国産であることを表示する、栽培原料原産地商標マーク（通称、どんぐりマーク）の自主的な取組が進められています。（図2）全国食用きのこ種菌協会とその正会員のほか、協

会と協定を結んだ都道府県により使用許諾が行われています。

●林野庁ホームページをご覧ください

林野庁では、今回の改正内容について、チラシを作成し、配布するほか、よくある質問への回答等を作成し、ウェブサイト上で公開しています。また、原木しいたけと菌床しいたけの生産工程の違いも含め、改正の趣旨を説明した漫画（図3）も作成していますので、ぜひご覧ください。

●おわりに

しいたけをはじめとする栽培きのこは、林業産出額のおよそ半分を占め、山村地域の産業として重要な役割を果たしています。さらに、原木となる広葉樹の循環利用により、国内の森林の健全な育成にも役立っています。

皆さんもししいたけを購入する際は原産地表示やどんぐりマークに注目してみてください。